

令和4年9月9日

保護者ならびに生徒の皆さまへ

茨城県立多賀高等学校

### 新型コロナウイルス感染症陽性者の自宅療養期間変更について

新型コロナウイルス感染症の陽性者に関し、自宅療養期間の見直しが成され、自宅療養期間の短縮が厚生労働省より示されました。つきましては、下記の内容を踏まえ、対応していただきたいと思えます。

#### 【変更内容】

##### □陽性者の自宅療養期間

##### ○発熱等の症状が出たもの

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状が軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能。

##### ○無症状陽性者

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に自宅療養を解除
- ・最初の検体採取日から5日目に抗原検査キット等で陰性を確認した場合には、6日目に解除可能

※濃厚接触者に関しては、これまで通りの対応（5日間の自宅待機）になります。

※今後も感染予防対策を十分に講じて生活を送ってください。

マスク着用、3密回避、手洗い・手指消毒徹底、教室の換気 等

問い合わせ先  
茨城県立多賀高等学校  
教頭 鈴木 圭一  
0294-33-0044